接触式レーザー前立腺蒸散術フォーラム　会則

第１章　名称及び事務局

第１条［名　称］

１）本会は接触式レーザー前立腺蒸散術フォーラムと称する。

２）接触式レーザー前立腺蒸散術の英語 Contact Laser Vaporization of the Prostate（CVP）から、略称は CVP フォーラムとする。

第２条［事務局］

本会の事務局は国内に設置する。

第２章　目的及び事業

第３条［目　的］

本会は CVP の普及と研究の推進に努め、泌尿器科診療の向上に寄与することを目的とする。

第４条［事　業］

本会は第３条の目的を果たすために、以下の活動を行う。

① 研究集会を１年に１回以上で行う。

② 会員相互および泌尿器科関連学会との連携をはかる。

③ その他、CVP の普及と研究に必要な事業を行う。

第３章　会員

第５条［会　員］

本会の会員は次の２種とし、正会員のみが議決権を有する。

正会員　：本会の目的に賛同し、本会の活動および事業を推進するために入会した個人。

賛助会員：本会の目的に賛同し、本会を援助するために入会した団体または個人。

第６条［会　費］

会員は、別に定める入会金および会費を納入する義務を有する。

第７条［入　会］

１）本会への入会には、本会の世話人会の承認を要する。

２）承認手続きに時間を要する場合には仮入会を認める。

第８条［資格喪失］

会員は以下に該当するときに、その資格を喪失する。

① 退会届の提出をしたとき

② 正当な理由なく会費を滞納し、督促を受けても納入しないとき

③ 世話人会の決議により除名されたとき

第９条［退　会］

会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

第４章　役員

第１０条［役　員］

本会に以下の役員を置く。

① 代表世話人　　１名

② 世話人　　5～15 名

③ 監事　　１名

第１１条［選　任］

１）　世話人は、世話人会の推薦により定める。

２）　代表世話人は世話人相互による無記名投票により決する。

３）　監事は代表世話人が世話人から推薦する。

第１２条［職　務］

１）　代表世話人は、本会を代表し業務を総理する。

２）　世話人は、会則および世話人会の議決に基づき、
本会の業務を執行する。

３）　監事は、本会の収支および財産の状況を監査する。

第１３条［任　期］

役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第１４条［退　任］

役員を退任する際は、代表世話人にその旨を通知する。

代表世話人が退任する際は、世話人会にその旨を通知する。

役員退任後は、名誉会員として本会参加への資格を保有する。

第１５条［世話人会］

１）　本会の最高決定機関として、世話人会を置く。

２）　世話人会は代表世話人・世話人・監事により構成される。

３）　世話人会は、委任状を含む過半数の世話人の出席により成立する。

第５章　会計

第１６条［本会の経費］

本会の経費は、年会費・寄付金およびその他の収入を以って充当する。

第１７条［事業年度］

本会の事業年度は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

第１８条［決　算］

本会の決算は、毎事業年度終了後、代表世話人が監事の監査を
受けた上で、世話人会の承認を受ける。

第６章　雑則

第１９条［期　間］

本会は成立より 7 年度までを目安とし、以後については最終年度の世話人会
において協議する

第２０条［名誉会員］

名誉会員は本会の年会費および参加費の納入を免除する。

附則

１）本会の会則は 2018 年 1 月 1 日より施行する。

２）本会の入会費・年会費は以下の通りとする。

入会費：なし

年会費：①正会員　：　2,000 円

②賛助会員：　20,000 円（1 口）

３）本会の事務局を、慶應義塾大学医学部 泌尿器科学教室に置く。

住所：〒160-8582　東京都新宿区信濃町 35

電話番号：03-5363-3824

４）本会の役員を以下に定める(敬称略・世話人は五十音順)。

代表世話人：	大家　基嗣	（国際医療福祉大学）
世話人　　：	井上　啓史	（高知大学）
	岡田　真介	（行徳総合病院）
	加藤　忍	（かとう前立腺クリニック東京）
	河野　義之	（江戸川病院）
	駒井　資弘	（こまい腎・泌尿器科クリニック）
	関　成人	（九州中央病院）
	鶴　信雄	（鶴泌尿器科クリニック）
	髙田　晋吾	（大阪警察病院）
	野村　博之	（福岡山王病院）
	宮内　聡秀	（東九州泌尿器科）
	横溝　晃	（原三信病院）
監事　　：	高橋　悟	（日本大学）

（追記）

2018 年 1 月 1 日制定

2019 年 4 月 18 日改定

2021 年 11 月 20 日改定

2023 年 1 月 1 日改定

2023 年 2 月 20 日改定

2023 年 6 月 23 日改定

2023 年 11 月 6 日改定

2024 年 2 月 1 日改定

2026 年 2 月 1 日改訂

接触式レーザー前立腺蒸散術フォーラム　細則

1）入会に仮入会と正式入会を設ける。

2）仮入会は入会申込書と年会費入金を事務局で確認した時とする。

3）正式入会は世話人会の了承（メール審議を含む）が得られた時とする。

4）年会費は 1-12 月を 1 年とし 1 月に当該年の会費請求を行う。

5）会費未納者には、3 月頃および学術集会の案内時等に督促を行う。

6）2 回目の督促前に退会届のあった場合は、事務局で退会届を受理した時点で退会と扱う（自主退会 A)。当該年の会費は免除する。

7）2 回目の督促後に退会届のあった場合は、当該年の年会費は納入するものとし、事務局で年会費の支払を確認した時点で退会と扱う（自主退会 B)。

8）退会届の有無に拘らず、当該年末日までに会費納入のない場合は、年末日をもって退会と扱う（未納退会)。

9）上記 6 または 7 による退会は、世話人会の了承を要しない。

10）未納退会となった者の再入会は、未納年と再入会年の 2 年分の年会費を支払ったうえで認める。

11）賛助会員の年会費（1 口： 20,000 円）は何口でも可とする。

12）会員連絡には原則としてメールを用いる。

13）メールアドレスのない会員は原則として認めない。

14）研究集会の会計は会長一任とし概要を世話人会で報告する。

15）集会での余剰金は事務局会計に寄付してもよい。

16）集会での経費が赤字の場合は事務局が補填することもできる。

17）集会の参加費は正会員と非会員とで区別をつける。

18）上項において賛助会員の団体に属する個人は、正会員に準じて扱う。

2018 年 1 月 1 日制定
2021 年 11 月 20 日改訂